

重力補正について

カタログ **重力補正** マークの商品

地域(緯度、標高)により重力が異なるため、質量に誤差が生じてしまいます。そこで、正確にはかるため使用される地域に合わせた重力補正が必要となりますので、ご注文の際は使用区域一覧をご確認のうえ、使用地区番号をご指定ください。

使用地域と重力加速度の範囲との関係

使用地区番号	使用できる地域	重力加速度 (m/s^2)
(1)	釧路市、北見市、網走市、留萌市、稚内市、紋別市、根室市、宗谷総合振興局管内、留萌振興局管内、オホーツク総合振興局管内、根室振興局管内、釧路総合振興局管内	9.804～9.807
(2)	札幌市、小樽市、旭川市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、恵庭市、石狩市、北広島市、石狩振興局管内、後志総合振興局管内、上川総合振興局管内、空知総合振興局管内	9.804～9.806
(3)	函館市、室蘭市、帯広市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、渡島総合振興局管内、檜山振興局管内、胆振総合振興局管内、日高振興局管内、十勝総合振興局管内	9.803～9.806
(4)	青森県	9.802～9.804
(5)	岩手県、秋田県	9.800～9.804
(6)	宮城県、山形県	9.799～9.802
(7)	福島県、茨城県、新潟県	9.798～9.801
(8)	栃木県、富山県、石川県	9.797～9.800
(9)	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(八丈支庁管内、小笠原支庁管内を除く)、福井県、京都府、鳥取県、島根県	9.796～9.799
(10)	神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県	9.795～9.798
(11)	東京都(八丈支庁管内に限る)、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	9.794～9.797
(12)	熊本県、宮崎県	9.794～9.796
(13)	鹿児島県(奄美市、大島郡を除く)	9.794～9.797
(14)	東京都(小笠原支庁管内に限る)	9.794～9.795
(15)	鹿児島県(奄美市、大島郡に限る)	9.791～9.794
(16)	沖縄県	9.789～9.792